

平成26年度税制改正により、軽自動車税の税率が次のとおり変わります。

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪及び小型特殊自動車(農耕作業用)については、平成27年度から標準税率が約1.5倍(2,000円未満については2,000円)に、小型特殊自動車(その他)については約1.25倍に改正されます。(表1)

を購入した場合自家用乗用車については標準税率が1.5倍に、その他の区分の車種については約1.25倍に改正されます。

また、平成28年度から、新車登録より13年を経過した軽四輪車等については標準税率に対して約20%の重課税が導入されます。(平成28年度重課税の対象は、平成14年12月31日以前に登録された軽自動車になります。)(表2)

■原動機付自転車・軽二輪等税率(表1)

車種	標準税率(円/年)	
	現行	改正
原動機付自転車	総排気量 ~ 50cc	1,000 → 2,000
	総排気量 51cc ~ 90cc	1,200 → 2,000
	総排気量 91cc ~ 125cc	1,600 → 2,400
	ミニカー	2,500 → 3,700
小型二輪	総排気量 251cc ~	4,000 → 6,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 → 2,400
	その他のもの (フォークリフトなど)	4,700 → 5,900
軽二輪	総排気量 126cc ~ 250cc	2,400 → 3,600

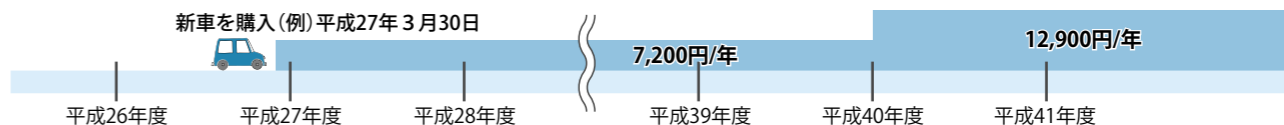
※平成27年度から改正税率が適用されます。

■四輪以上及び三輪の軽自動車税率(表2)

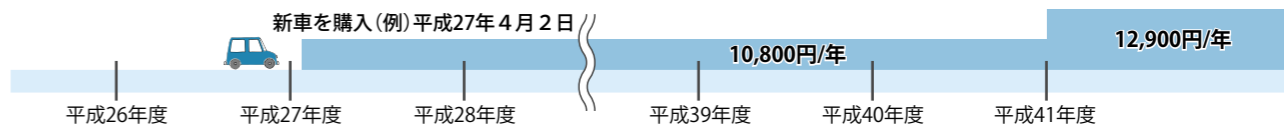
種別	税率(円/年)		
	標準税率		重課税率
	平成27年3月31日以前に新車登録	平成27年4月1日以降に新車登録	
四輪以上のもので、 総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	5,500 → 6,900 → 8,200
	貨物用	乗用	7,200 → 10,800 → 12,900
		営業用	3,000 → 3,800 → 4,500
		乗用	4,000 → 5,000 → 6,000
三輪のもので、総排気量660cc以下のもの			3,100 → 3,900 → 4,600

■四輪・乗用自家用車の場合

◆平成27年3月31日以前に新車を購入した場合



◆平成27年4月1日以降に新車を購入した場合



◆平成26年8月現在、軽自動車を所有している場合  
(平成15年4月1日以後に新車登録をした車両の場合)



(平成14年12月31日以前に新車登録をした車両の場合)



※平成15年1月1日~平成15年3月31日に新車登録をした車両については、平成29年度から重課税率が適用されます。

## 新しい農業委員が決まりました

☎ 43・6845

平成26年7月19日の任期満了に伴い、新しい農業委員が次のおり決まりました。任期は3年です。また、22日の農業委員会総会において、会長に榊敏氏、会長職務

代理者に谷山甫氏を選出しました。農地の売買・貸し借り・転用等の農地に関することは地区の農業委員までご相談ください。

●地区担当委員

地区	地域	氏名	地区	地域	氏名
1	加里屋、加里屋南、加里屋中洲1丁目~6丁目、細野町、山手町、元町、寿町	家入時治	9	新田、黒崎町	松本隆博
			10	大津	西山和一
			11	木生谷	大崎清
2	上仮屋、上仮屋南、城西町、若草町、西浜町、中広	榊敏	12	折方	横田則征
			13	鷗和	小林久忠
3	農神町、上仮屋北、長池町、惣門町、六百目町、三樋町	高橋正弘	14	福浦	住所知之
			15	高野	平松国秀
4	尾崎、大橋町、松原町、中浜町、さつき町、海浜町	團増治	16	坂越	鎌田正彰
			17	浜市、砂子	砂本勝
5	南宮町、清水町、正保橋町、元沖町、元緑橋町、御崎	梶本晴美	18	北野中、南野中	鈴木照代
			19	木津、高雄、目坂	溝田正義
6	元塩町、本水尾町、朝日町、東浜町	瓢敏雄	20	周世、真殿、中山	井口暉
			21	西有年	藪林清
7	塩屋(向、東)、宮前町、大町、板屋町	山田孝志	22	東有年	谷山甫
			23	有年橋原、有年原	福本保己
8	塩屋(西)、西浜北町、片浜町、平成町、磯浜町、古浜町	八木元則	24	有年横尾、有年牟礼	松田静

## かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう!

### 8/25~27 農地パトロールを実施します

農業委員会では毎年8月を「農地パトロール月間」として、次の目的で農地パトロールを行っています。

- ①農地の利用状況の確認
- ②遊休農地・耕作放棄農地の解消
- ③農地を有効利用するための周知活動
- ④無断転用や不法投棄地への指導

このパトロールで、無断転用の発見と調査、荒廃農地の調査等を行い、是正指導をしていきます。

### 一時的な転用は?

一時的に資材置場や残土置場に利用する場合も転用届が必要です。

### 許可なく転用すると?

許可なく転用すると、農地法違反となり工事の中止・原状回復を命ぜられることがあります。大切な農地を守るために、農地所有者一人ひとりの責任による適切な管理をお願いします。

### 「利用権設定等促進事業」により農地の貸し借りが安心してできます

農地の貸し借りを希望される人は、農業委員、農業総代又は農業委員会事務局へご相談ください。ただし、市街化調整区域内の農地に限りません。

### 貸し手の利点

- 市内に農地を持つ市外居住者でも利用できます。
- 賃借料は、赤穂市農地(田)賃借料情報を参考に決めていただきます。
- 貸した農地は期限がくれば離作料を支払うことなく必ず返ってきます。また、引き続き貸すこともできます。

### 借り手の利点

- 農業経営を拡大したい人は、いくらでも借りられます。
- 借りている期間中は、安心して経営農地の一部として計画的に利用できます。
- 期限がきても双方の合意により引き続き借りることができます。